



議会白書 2014

目 次

■住民意思に基づくまちづくりを目指して	1
■議会改革のあゆみ	2
■「対話する議会を目指し」まちなか会議	9
■委員会活動	17
議会運営委員会	
総務文教常任委員会	
産業厚生常任委員会	
広報広聴常任委員会	
■所管事務調査	20
議会運営委員会	
瓜幕バイオガスプラント調査等特別委員会	
総務文教常任委員会	
産業厚生常任委員会	
■政務活動費	34
■鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（第三者審議会）	35
■特別表彰記念講演	36
■やさしく知りたい議会	38
■一般質問	40
■視察受け入れ	42

住民意思に基づくまちづくりを目指して

鹿追町議会議長 埴 洵 賢 治

鹿追町議会活動の現状と、今後のあり方等を示す第2次の「議会白書」発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

白書の作成にあたっては、分権時代に対応した住民目線で簡潔に分かりやすく、理解しやすい報告内容が肝要と考えております。

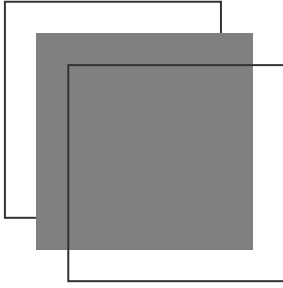
さらに、議会の基本的思考では、実績評価と反省に立って「何が遂行でき、何が最後まで果たすことが出来なかったのか」を検証する事が、次年度への「議会・委員会」活動に繋がると解しております。

平成24年、全国町村議長会の特別表彰受賞。全国町村正副議長会の研修会において「議会改革と活動内容」を発表してから、半年にわたり多くの視察に対応させていただきました。

今後、さらなる議会改革・活性化に向けた取り組みのため、現在、第三者審議会に「政治倫理規程」を諮問し、すでに答申書を頂いておりますが、「住民への説明責任」を果たすために、自己規範を重んじ、議会として、透明性の確保からも自らを律する事が、住民への信頼を高める事にも繋がると解します。

今後の課題には「次世代の現役者が議会議員に挑戦できる環境への方策」を研究テーマに取り組む事が時代背景として最も重要と思っております。

結びにあたり、今後、議会の精神には「住民と共に考え歩む」独創的な発想をもって、さらに輝けるまちづくりを目指すことを申し上げますと共に、今日までご尽力をいただきました関係機関の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げ発刊の言葉といたします。



議会改革のあゆみ

鹿追町は、北海道十勝の北西部にある町です。町名の由来は、アイヌ語の「クテクウシ」鹿を狩るための柵がある土地。これが町の名の由来です。

この地域は牧畜農耕に適した土地です。鹿追町の北部は大雪山国立公園、そして一部陸上自衛隊の演習場になっています。

鹿追高校生1年生全員を対象にしたカナダ短期留学生と小中高一貫教育を進める特色ある教育を行っています。

さらに環境への取り組みも熱心です。北海道最大級の家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントがあり環境に配慮した農業の取り組みや新エネルギー関係の視察が多い町です。

花の町を推進し、地域全体で花によるまちづくりが進んでおり、環境美化が進んでいます。

鹿追町の然別湖には、ここにしか住んでいないオシヨロコマの亜種ミヤベイワナが生息し、この区域一体でジオパーク認定の取り組みが行われています。

また、この湖が凍結した厳寒期には幻の村、しかりべつ湖コタンが誕生するなど外にはない観光の取り組みが行われています。



神秘の湖「然別湖」。厳寒期には幻の村が誕生します



オシヨロコマの亜種「ミヤベイワナ」。世界でここだけの魚です。

■ 議会基本条例制定までの経緯

「どうすれば議会が住民との合意形成をはかり実効性のある議会活動ができるのか？」

この疑問に応えるべく、平成 21 年 3 月に全議員による議会改革の勉強会を開始したのが議会改革の始まりです。

この年の 6 月には、さらに具体的な改革を進めるため「議会改革・活性化等調査特別委員会」を設置し、議員定数、議員報酬、議員の資質向上、委員会等多角的な議会改革の議論を重ねました。

さらに、町民との意見交換会を含め、議会はどうあるべきか協議した結果、**鹿追町議会の目指す姿は、地方分権化時代に対応した「住民参加型の開かれた、親しまれる分かりやすい議会」**との結論にいたりました。

これらを達成するための仕組みとして、平成 22 年 4 月に町議会の最高規範である鹿追町議会基本条例を制定し一部施行した後、平成 23 年 5 月から全面施行しました。

【鹿追町議会基本条例】平成 22 年 3 月 31 日条例第 11 号-----

○ 議会の最高規範

○ まちなか会議の開催（第 4 条）

○ 反問権（第 6 条）・反論権（第 7 条）

○ 政務活動費の交付（第 11 条）

▽政務活動費の交付に関する条例

（平成 22 年 10 月 5 日条例第 22 号）

- ・ 議員の調査研究
- ・ 議員一人、年額 120,000 円を限度
- ・ 情報開示
- ・ 審議会への諮問

鹿追町議会の運営に関する基準

（平成 23 年 3 月 24 日改正）

- ・ まちなか会議の開催
- ・ 反問権の取り扱い
- ・ 反論権の取り扱い
- ・ 定数・報酬等及びあり方等審議会

○ 広報・広聴体制の充実（第 15 条）

▽鹿追町議会委員会条例 広報広聴常任委員会の設置（平成 23 年 5 月 1 日）

- ・ 議会広報紙の発行
- ・ 広聴活動
- ・ まちなか会議
- ・ 議会ホームページ（平成 24 年、ユーストリームによる動画配信開始）

○ 鹿追町議会議員定数・報酬等及びあり方等審議会（第 18 条）

▽議長の諮問に応じ審議（公募により町民 5 人：平成 22 年 12 月 22 日条例第 29 号）

- ・ 議員の定数、報酬・議会のあり方
- ・ 議会活動
- ・ 議長が必要と認めた事項
- ・ 政務活動費

■ 鹿追町議会議員定数・報酬等及びあり方等審議会

鹿追町の議会改革の特徴のひとつが「第三者審議会」の設置です。

第三者審議会は5人の町民で構成され、条例に基づき議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会活動のあり方や、議会の活動全般にわたる多様な案件を議長の諮問に応じ審議を行っています。

具体的には、これまでに「議会白書」「議会中継」「議会ホームページ」などについての諮問に対して審議を行い、それぞれ答申を行ってきました。

この答申をもとに、議会では議会白書の発行を進め、インターネット中継はコストの安価なユーストリーム中継を導入し配信を行っています。

この審議会では、政務活動費の適正な支出、使途等についても審議を行っており、町民目線での政務活動費の評価と助言をいただいています。

鹿追町の政務活動費の取り組みは、議員自らが起案・調査・活動する自主的な研修への使途が活動の大半です。また、政策提言に繋がる調査の活動も行い、議員の資質向上に成果を挙げています。また、報告書はホームページに掲載されています。

なお、第三者審議会からは、公開性の強いものであることを意識した政務活動報告書づくりが議員に指導されています。

■ 住民との直接対話を目的にした「まちなか会議」

議会基本条例で制度化した「まちなか会議」を開催し、住民との直接対話を行いました。

要望、要請、意見のほか、町内での情報不足と情報格差、町内活動等の問題、提言もあり、非常に意義深いものになっています。



住民からの意見、要望等は議会の委員長会議において、各常任委員会に振り分けを行い、委員会において検討しています。

議会として町に要望・要請するもの、その他諸団体と協議が必要なもの等の協議を行い、随時広報紙や直接質問者等への回答・報告を行っています。

平成 24 年は子どもを対象に「子ども議会」を実施。平成 25 年は 10 地区の老人会を訪問するなど、各年齢層の課題発掘にも努めています。

老人会訪問の経験から、**少人数で訪問する形がより深い課題発掘になると感じています。**

また「年寄りには情報が来ないぞ」など、新たな課題を発見しました。



「お年寄りには情報が届かないぞ」

■ 子ども議会、サンデー議会、ナイター議会

平成 19 年からナイター議会、サンデー議会、模擬議会を開催し、**傍聴の機会づくりと議会が身近に感じられるような環境づくりを進めています。**

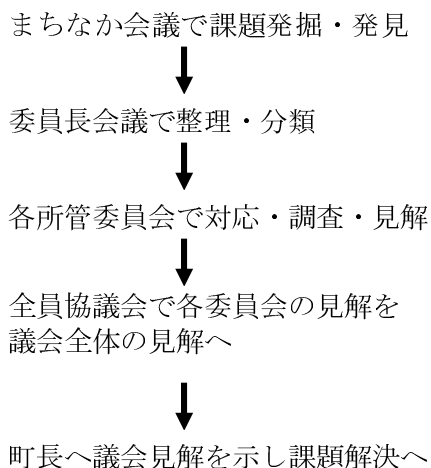
平成 24 年は、10 年ぶりに子ども議会を開催し、将来を担う町内の小中高生が、鹿追の未来について意見を交わしました。スポーツセンターの利用時間や地域施設へのパソコン配備等、子どもの一般質問後に迅速に対応された事例もあり、積極的な傍聴及び参画の機会が広く町民にも浸透してきています。



平成 25 年 10 月は、まちなか女性会議を開催し、女性の視点で質問をいただきました。新たな町の課題を発見し議会で解決に取り組んでいます。

平成 26 年 2 月には、まちなか青年会議を開催。次代を担う青年が議会を学び、議場で意見を伝え、青年の声を町政に反映させる機会を作りました。

町の声の流れ



町の声は議会全体の共通認識にします。さらに課題として対応するものは委員会で調査します。委員会見解は議長に報告し全員協議会で討議され町長へ提出され課題解決が図られます。

■ 広報広聴常任委員会の設置

議会基本条例の「**議会は住民への広報と広聴を重要活動と位置づけ、全力をもって対応する**」を実践するために、今までの広報特別委員会を広報広聴常任委員会へと常設化しました。また広聴機能の強化を図るため、広報部会と広聴部会の2部会制としました。広報広聴常任委員会は議長を除く10人で構成されており、情報発信と情報収集に力を入れています。

議会広報紙の「しかおい議会だより」を年4回、定例会の翌月に発行しており、迅速化と「手にとってもらおう」ことを意識して作成をしています。お役所言葉をできるだけ少なくし、町民に直接関係する条例、予算等をピックアップし視覚的なレイアウト、読ませる見出しを意識する編集を行っています。さらに、「鹿追議会だよりミニ版」も年4回発行しています。

議会ホームページは、基本条例で定めた情報公開するコンテンツ、議会会議日程、議会報告、表決の公表等のほか、議事録、議会だより、政務活動費報告等について閲覧することができます。また、一般質問等も公開しています。

さらに、会議・委員会等の開催予定や議会カレンダー等随時更新を行い、新しい情報の配信に努めており、さらに、平成24年9月より既存の画像機器を利用してユーチューブによるインターネット配信も実施しています。

■ 反問権・反論権

質疑応答において、議員と町長等は広く町政の話し合いの争点を明確にするため必要な範囲において反問ができる権利、「反問権」をルール化しました。さらに、町の重要課題に係ることで、理解ができないものや、その根拠が明確でないと思われる場合に、一定のルールの下で反論ができる「反論権」を規定しました。これらは、論点・争点をより明確にし、議会と町の相互の合意形成を深めるための権利です。

■ 今後の課題と環境づくり

今後は、**地域課題をいかに発掘・発見していくかが課題と考えています。**

まちなか会議を積極的に開催していますが、議員OB、老人会等の傍聴はありますが、勤労者、主婦、若い世代の議会傍聴機会づくりや、**意見を聞く場を作らなければならない**と感じています。

特に、ごみ問題や子育ての観点から若い女性の意見をまちづくりに反映させることが重要と思います。

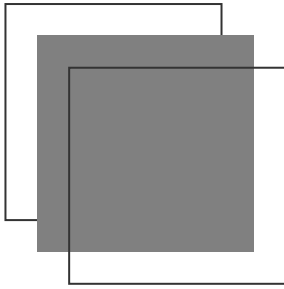
また、若者がまちづくりや地方政治に感心があっても、その力を発揮できる環境がありません。

さらに、議員になりたいと思う若者も少なく、これからの課題はリーダーを養成する環境づくりが必要と考えています。

■ 議会改革の軌跡

- 2014.02 まちなか青年会議を議場にて開催しました。
- 2013.10 まちなか女性会議を議場にて開催しました。
- 2013.06 議会白書を作成しました。
- 2013.06 鹿追町議会のロゴマークを作成しました。
- 2013.06 しかおい議会だよりをデジタルブック化しました。(第 118 号)
- 2013.04 各常任委員会の協議案件を全議員に周知し情報共有化。
- 2013.03 議会運営委員会の委員定数を 1 人増やし『5 人』としました。
- 2013.03 「政務調査費」を「政務活動費」に名称変更しました。
- 2013.02 平成 24 年度全国町村議会特別表彰を受けました。
- 2012.12 本会議において公聴会の開催、参考人の招致ができるようになりま
した。(規則改正)
- 2012.09 議会インターネット中継(ユーストリーム)を開始しました。
- 2012.08 子ども議会を開催しました。
- 2012.06 議会掲示板(議会日程等)を庁舎入口に設置しました。
- 2012.04 議会カレンダーをホームページに掲載しました。
- 2012.02 委員会招集通知を携帯のメールで実施。スピード化、共有化を図り
ました。
- 2011.12 議会 HP をリニューアルしました。直接議会で更新できるようになりま
した。
- 2011.12 議会から町へ 5 つの提言を実施
- ① 姉妹友好年の交流促進
 - ② 町民花火大会の継続
 - ③ 道々 85 号線鹿追糠平線の通年開通の模索
 - ④ 企業(ホームセンター)進出
 - ⑤ 農家周辺の環境整備の推進
- 2011.09 ナイター議会を開催。第 6 期議会広報モニター制度スタート。
- 2011.09 初の「第三者審議会」を開催
審議員 5 人が決定。議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会
活動の在り方等議長の諮問に応じ審議を行います。
- 2011.09 基本条例に基づく初の「およばれ懇談会」を開催
「まちなか会議」の一環として町商工会と初の「およばれ懇談会」を
行いました。
- 2011.07 基本条例に基づく初の「議会報告会」を開催
町議会基本条例に定めた「まちなか会議」の一環として定例 6 月議
会の報告会を 7 月に、町内の 2 カ所で行いました。報告会は、毎定
例会開催月の翌月に行われます。
- 2011.05 基本条例に基づく初の「懇談会」を開催
「まちなか会議」の一環として農産物の 6 次化を目指すワーキング
グループと初の「懇談会」を行いました。
- 2011.05 議会基本条例の本格施行
- 2010.12 第三者審議会を条例化
- 2010.09 サンデー議会を開催。第 5 期議会広報モニター制度スタート。
- 2010.06 政務調査費、議会広報広聴常任委員会を条例化
- 2010.06 議会広報紙、全道コンクールで入選。
- 2010.04 議会広報紙をリニューアル。

- 2010.04 **「議会基本条例」の制定**
 町議会の最高規範として「議会 基本条例」を制定。
 開かれた議会、住民参加型の議会、町民への説明責任を果たすため次の事を決めました。
 議会報告会や各種懇談会を「まちなか会議」として開催します。
 議員の政策の調査や研究を政策提言に繋げる「政務調査費」を設けました。
 議員の定数や報酬及び議会のあり方など議会全般を審議する「第三者審議会」を設置しました。
 町長と議会との議論の争点を明確にするため「反問権・反論権」を決めました。
 議会基本条例を一部施行し、翌年 5 月に全面施行と決めました。
- 2010.03 「議会改革・活性化等調査特別委員会」調査報告
- 2010.01 常任委員会の名称と所管の変更
 「産業常任委員会」を「産業厚生常任委員会」に、「総務常任委員会」を「総務文教常任委員会」に名称を変更するとともに、病院と福祉の関係を産業厚生委に所管替えをしました。
- 2009.12 議員定数を 2 人減の『11 人』に。議会改革・活性化等調査特別委員会で継続的に協議されてきた「定数」について議員発議により定数 11 人の案が可決されました。
- 2009.11 議会ミニ広報紙をリニューアル。
- 2009.10 「議会のあるべき姿とは」町民との意見交換会
 議会運営委員会で「議会基本条例」の制定を前提に、意見交換会(3回)を開催
- 2009.09 第 4 期議会広報モニター制度スタート。
- 2009.09 「議会基本条例案」の作成
 議会改革・活性化等調査特別委員会の協議と並行して議会運営委員会で「議会基本条例案」を作成。
- 2009.06 「議会改革・活性化等調査特別委員会」を設置。
 地方分権時代に対応した新たな町議会の活性化を目指すために、いかに町民の理解を得ながら議会としての役割を果たしていくのかを調査。
 議会議員の「定数」、「報酬」、「委員会構成」、「議員の資質」等、議会改革の具体的な議論。16 回開催。
- 2009.03 「議会改革」に向けた議員勉強会を開催
 全員協議会の場で議会改革に向けた勉強会を開催しました。現在まで勉強会は継続しています。



対話する議会を目指し まちなか会議



■□■ 地域課題は町の課題

課題や問題点を発掘し、議会の立場から解決の方策を探ります。

議会基本条例で制度化した「まちなか会議」を開催し、住民との直接対話を行っています。

「まちなか会議」では、要望、要請、意見のほか、町内での情報不足や町内活動等の問題、提言もあり非常に意義深いものになっています。

平成24年は、子どもを対象に「子ども議会」を実施しました。平成25年は各地区の老人会を訪問。同年10月23日には「女性」を対象に開催。平成26年2月には「青年」を対象に開催するなど、各年齢層や女性ならではの視点による課題発掘にも努め、さまざまな意見を整理・統合して課題解決を目指しています。

■□ 平成 26 年のまちなか会議開催状況

■老人会訪問

少人数で各地域の老人会を訪問しました。議員 3 人で司会、記録、説明を行う手法は効果的であると実感しました。

老人への情報提供などが課題です。会館への広報紙配布など、解決を町に伝えました。

議会報告会を行う議会が増えてきましたが、参加者が固定化、少人数しか集まらないなど形骸化が課題となっています。鹿追町議会のように少人数で団体へ出向き、意見交換する形式が注目されています。

町民の懐に飛び込むことで議員の説明能力が高まるとの声もいただいております、この手法が新たな課題発掘に繋がると考えています。

平成 25 年 01 月 10 日	笹川老人クラブとの懇談会（20人）（議員 3 人）
平成 25 年 01 月 22 日	通明クラブとの懇談会（21人）（議員 3 人）
平成 25 年 02 月 04 日	美蔓老人会との懇談会（13人）（議員 3 人）
平成 25 年 02 月 05 日	鹿追寿会との懇談会（27人）（議員 3 人）
平成 25 年 02 月 18 日	上然別寿会との懇談会（19人）（議員 3 人）
平成 25 年 02 月 27 日	北鹿追老人クラブとの懇談会（13人）（議員 3 人）
平成 25 年 03 月 13 日	中鹿追OB会との懇談会（20人）（議員 3 人）
平成 25 年 03 月 20 日	下鹿追あすなろ会との懇談会（12人）（議員 3 人）
平成 25 年 05 月 02 日	上幌内寿会との懇談会（17人）（議員 3 人）
平成 25 年 05 月 13 日	瓜幕寿会との懇談会（30人）（議員 3 人）



■教育委員と意見交換

学校現場、社会教育など教育の最前線の状況を把握。議会としても課題解決に努力します。



平成 25 年 8 月 29 日
教育委員との懇談会
(5 名) (議員 6 名)

■女性と意見交換

男女共同参画意識の向上と女性の行政への積極的参加を促進することを目的とし、女性視点の日常生活や様々な活動を通して気づいた鹿追町の将来像についての夢や希望意見や要望をまちづくりに反映するため「まちなか女性会議」を開催しました。



平成 25 年 10 月 23 日
まちなか女性会議
(30 名) (議会議場、議員全員)

■商工会と意見交換

町の顔である商店街。さまざまな活性化活動を進めている商工会の取り組みや課題について意見交換しました。



平成 25 年 12 月 4 日
商工会役員との懇談会
(15 名) (議員 6 名)

■福祉団体と意見交換

小さな町では多様な民間福祉施設が無い現状です。他の町の施設利用の実態もあり、議会ではこの意見交換を機に十勝管内の福祉施設を視察しました。



平成 25 年 12 月 5 日
福祉団体との懇談会
(10 名) (議員 6 名)

■議会報告会

定例会終了後に議会報告会を2会場で開催しています。

議決された事項を説明し、町の取り組みや方向について情報提供し。意見交換を行います。会場での「まちの声」は議会として対応協議するほか、町に課題として伝えるなど、地域課題の解決を進めます。

○平成25年01月21日

平成24年第4回定例会議会報告会（16人）（2会場、議員全員）



○平成25年04月11日

平成25年第1回定例会議会報告会（22人）（2会場、議員全員）



○平成 25 年 7 月 5 日

平成 25 年第 2 回定例会議会報告会（18 人）（2 会場、議員全員）



○平成 25 年 10 月 10 日

平成 25 年第 3 回定例会議会報告会（8 人）（2 会場、議員全員）



■「対話する議会」を目指し

鹿追町議会は「対話する議会」を目的に、住民の皆さんと懇談を重ね、多くの意見をいただき、それぞれを政策に反映させるよう広聴活動に力を注いでいます。

まちなか会議で出された意見・要望を内部で検討し、それぞれの所管委員会で精査し、要望、対策を町に提案しています。町へ提案した議会見解の一例をご紹介します。

- 各種公園等整備を推進する親と子（仮称）協議会の設立への要望について
 - ・各種公園等の設置・計画に対して利用者（親と子）の要望を町として充分取り入れることが重要。話し合う場を作ることが必要であり、町で検討するべきである。

- 障がい児の日中一時預かりについて
 - ・芽室町、音更町の施設を調査した。類似施設を町内でも開設されることが望ましい。また相談窓口の一元化など、町で検討するべきである。

- 障がい者の町内就労支援体制
 - ・帯広市大正の施設を調査した。障がい者が J A の加工場で働き社会に参画している状況であった。町内にも更なる就労の場（授産事業）の確保が重要課題であり、町で検討するべきである。

- 子育て支援センター・発達支援センターについて
 - ・発達支援センターの利用者より現在の職員体制（子育て、発達支援で 5 名）では、十分な支援を受けられないとの声がある。職員体制や施設を分離することについて町で検討するべきである。特に発達支援センターの充足を早急に検討するべきである。

- 特定健診受診率向上対策としての無料化について
 - ・特定健診の受診率向上に向けて福祉課全体で取り組んでいる。今回、この受診料を無料化しては、との意見が寄せられた。受診率の高い町村では、検診料が無料あるいは自己負担を少なくしている状況である。以上のことから鹿追町でも、特定健診の受診対象になる最初の年齢 40 歳の対象者の無料化について町で検討するべきである。

- 馬の道、草刈り機を町で買ってくれば利用している事業者で刈っても良い。
 - ・馬の道は、国有地・北海道管理の河川の利用を含め、本町の管理により 9 コースが利用されている。基本的には町が管理を実施しているが、現状では利用者も出役している。刈払機による手作業は厳しいことから、町でも平成 26 年度予算でトラクター装着による草刈機の導入を検討しているが、議会としても町に要請する必要があると考察する。

○鹿追焼は、1人の職員でやっているが将来に対して不安が無いのか。

○行政として陶芸をやっていく事が今後も必要なのか検証すべきである。

・鹿追焼は、現在1人の職員体制。冬期間はさらに臨時職員1人を配置している。十勝管内でも陶芸に行政の職員を置くことを止めている町村があるが、鹿追町は職員の頑張りもあり、作品の販売や陶芸サークルの指導で成果が見られる。後継の職員については、まだ猶予があると考え。町内料飲店への利用拡大や町内消費を図るほか、花と芝生のまちづくりという観点から陶器のプランター製作についても検討すべきである。

○観光協会は、全国的に法人格を持つNPOでの運営などが進み、役所以外が多くなった。このことについて議会として検討すべきである。

・鹿追町では、観光を第二の産業と位置付け、その振興に力を注いでいる。観光協会の法人化について、今後も委員会で検討するが、首長の判断によるところが大きい。当面、商工観光課に事務局を置くことが望ましいと考える。

○図書館について

・夏の暑さ対策は、当面、扇風機などの対応で環境改善をし、総合計画で検討することになっている新図書館については、前向きに検討していくべきである。

○アレルギーについて。

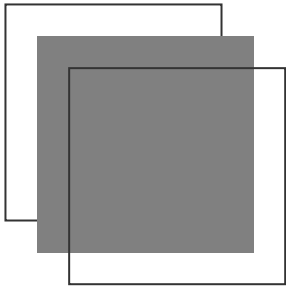
・アレルギーの実態を把握し、対応する体制づくりが必要であることから、保護者と学校と教育委員会で、安心して相談できる窓口を設置し、住民に周知することが重要である。

○支援員について。

・教員、特別支援員、支援員は、立場と仕事は異なり、保護者と話し合う場が必要であることから、対応する体制づくりが必要である。

○ゲートボール場 地域に対応出来なければ町に屋内の施設がほしい

・議会として論議をしていく。大会を招致する事の課題など、現状の確認やゲートボール人口の今後の推移なども含め調査検討していく必要がある。町にもこの声を伝える。



委員会活動

■□■ 議会運営委員会 委員長 吉田 稔

議会活動が見えない。議員はなにをしているのか分からない。という住民の声を受けとめ、鹿追町議会は議会改革に取り組み、議員の活動指針である議会基本条例を制定しました。

議会運営委員会は議会活動の指令塔として基本条例の具現化を図るべく、それぞれの事案の連絡調整や議論のたたき台作りや、議長から諮問される事項の迅速な対応を行ってきました。このような議会改革や活動の実践が広く認められ、全国町村議会議長会から特別表彰されました。

鹿追町で開催した記念講演会では、講師として来町された勢簾了三事務局長から「この表彰に奢ることなく議会活動に邁進してください。全国から視察研修が殺到すると思うが、真摯に受け止め対応してください。」とアドバイスをいただきました。

全国各地からの視察は、申し込みのあったすべての議会を受け入れました。議会と役場担当課の協力もあり、判りやすい説明資料の作成の提供が行われています。また、わが町の議会議員も来訪者から新しい情報を得るなど、自らも研修するという意識が醸成されました。

鹿追町議会活動の実践例で来訪者から高い関心を寄せられたのが広聴活動でした。議会がどのようにして住民の中に入っていくのか、町や地域住民の課題発掘にどのように取り組んでいるのか、鹿追町議会の具体的な実践と成果に多くの質問や関心があり、議会議員同士の議論を深める研修受け入れとなっています。

議会運営委員会は、指令塔として「各地域老人会訪問」「まちなか女性会議」「まちなか青年会議」「議会報告会」の開催を調整し、さらにその後の課題解決など、対応の中心的役割を果たしています。

今後は、議員の説明能力の向上を目指し、議員間の討議や問題意識の共有を進めて行きます。

■□■ 総務文教常任委員会 委員長 安藤幹夫

人口減少社会の到来により、少子高齢化が顕著である現状を踏まえ、教育行政の充実を図ることは総務文教常任委員会の最大の課題であり、委員会で調査・研究を実施してきました。

小中高一貫教育における、地域の最高学府である高等学校の継続と、運営を維持することが地域の責務です。また、将来の本町を担う子どもたちの教育の格差を生じさせないことと、社会の現実を見据え即戦力となる人材を育てることを踏まえ、「議会」として北海道鹿追高等学校に「衛生看護科・専攻科看護学科」の併設に関する決議ができたことは、2年間当委員会として調査・研究を実施し、結果を出すことができたと思います。しかし、実施に向けてのハードルは非常に高いことから、さらなる調査・研究の継続は重要であると思っております。

次に、住民の安心・安全な生活の確立と維持のためのごみ処理についてですが、鹿追町では生ごみのたい肥化処理、資源ごみの資源化処理、埋立ごみ・粗大ごみの埋立処分を行っていますが、現在本町が行っている処理方法を継続するか、あるいは近隣市町村との十勝環境複合事務組合の施設において処理する方法などを想定し「勉強会」によって調査・研究を実施しております。さらに行政との整合性を考慮し、「勉強会」等を重ねて行い、平成26年度には委員会としての結論を出す考えでいます。

また、「幼保一体化」における幼児教育・保育機能の充実については、行政の進捗を踏まえ調査・研究を行い、子育て支援の機能の在り方を見出し、産業厚生常任委員会と合同審査の実現に向けていきたいと考えています。

さらに、住民一人一人が生涯豊かな知識を持ち、高齢社会に伴い健康増進を目的としたスポーツの推進、ジオパーク認定による「生涯学習」の確立が重要と考え、さらなる調査・研究を進めるとともに、住民との対話により活性化を進めていきます。

■□■ 産業厚生常任委員会 委員長 上 嶋 和 志

平成25年の活動についても産業厚生常任委員会は、5つの継続調査の項目に沿って活動を行ってまいりました。

町内単位老人会、商工会役員とのまちなか会議、また議会議場を使って行われた「まちなか女性会議」などから出された諸課題についても対応をしてきました。

それぞれ産業厚生委員会所管の部分については、数回の現地調査を重ね、現場を見て関係者と意見交換をした後、委員会の見解としてまとめ、議会全員協議会において議員全員で共有し、町へ伝える事が必要な案件については、議長から町理事者に伝えるとともに、提案・質問をされた方々に直接お伝えをしてきました。

福祉部門については、障がい者のためのグループホーム開設に向け、委員会として視察・研修を重ねるとともに、障がい児（者）を持たれる親御さんたちや担当する役場職員とも十分な協議をし、より良い施設となるよう努めてきました。

町内イベントで最大級の鹿追そば祭り出店が一店舗減ることから、来客者を満足させることが出来ないのではないかと声を受け、委員会としても議論を深め、担当の商工観光課を通してそば祭り実行委員会に伝えました。その結果として新たに3店舗が増え、スムーズに来客者に対応することが出来ました。今後の課題点も出されたが、そば祭りがより良い方向に進んだということは間違いないと思います。

町内 2 基目の瓜幕バイオガスプラントが平成 26 年よりいよいよ着工されますが、発生する余剰熱を利用したチョウザメの飼育、マンゴーやサツマイモの苗の栽培について委員会としても重大な関心を持ち関わってきました。バイオガスプラントの運営をも含めて、これらの成否が鹿追町の将来に大きく影響すると思われるので今後とも注視していきたいと思えます。

上下水道や、道路橋梁、公営住宅等の社会インフラの整備については、町民が最も関心を寄せるところであり様々な声が寄せられました。理事者にその声を伝えると共に、地域の公共による輸送サービス（コミバス、乗り合いタクシー）のあり方については、今後も検討課題と考えています。

平成 25 年実施する予定であった商工会、観光協会、道の駅と委員会との意見交換は時機を逸しましたが、関係団体が密に連携を取ることが鹿追町の観光事業にプラスとなるとの思いから早い時期での実現を目指します。

産業厚生常任委員会は、今後とも声がかかればどこへでも出向き、現場を見るような「フットワーク」の軽い委員会でありたいと思えます。

■□■ 広報広聴常任委員会 委員長 加納 茂

広報広聴委員会が常任委員会化され 3 年目となることから少しずつその活動が町民に理解されるようになり、議会基本条例の精神である住民との対話、住民とともに進める改革の本筋の進展が見られるようになってきたと感じます。

本年度は 1 月から 6 月にかけて行った「各地域老人会」との意見交換会をはじめ、4 回の「議会報告会」「まちなか女性会議」「まちなか青年会議」等各年齢層の意見を聴取。それぞれの意見を委員長会議にて検証、調査、町への提言を行い行政に反映することができました。

特に老人会の会議においては 3 人の議員チームで実施したことにより、さらに親密な内容となり、議会を今まで以上に身近に感じてもらえたものと確信しております。

そして、この少人数での懇談会が、住民が気軽に雑談を交えながら話し合えることが真の意味での住民と一体になった議会であり、一方的に伝える、一方的に聞くといった、住民にとってはあまり関心をもたない状況からの脱出であると感じます。また、このことが各地の議会に影響を与えたのも事実でありました。

一方で改革の要とした議会報告会は、様々なシンポジウム等で語られる参加人数の減少、同様の顔ぶれ、高齢の男性が多い、女性、若者の参加が少ないなどの課題は当町でも同様の傾向があり、この状況を打破するための方策を今後研究し大胆な変更をする必要があります、今後、議員全員で探っていかなければならないと思えます。

改革の 3 年目が過ぎ、今後も改革は進行していきますが、この任期中に鹿追型の議会改革の道筋をつけることを広報広聴委員会として意識した一年としたいと思えます。



所管事務調査

■□■ 議会運営委員会 委員長 吉田 稔

1. 調査期日 平成 25 年 4 月 18 日（木）～19 日（金）

2. 調査地・調査項目

札幌市 北海道町村議会議長会

・さらなる議会改革について

【表敬訪問】

札幌市 北海道議会 喜多龍一議長

道教委教育長及び新しい高校作り推進室

・さらなる鹿追高校の充実

3. 参加者

委員長	吉田 稔	副委員長	狩野 正雄
委員	安藤幹夫	委員	上嶋 和志
委員	加納 茂		
議長	埴淵賢治	副議長	川染 洋
事務局長	黒井敦志	補佐	佐々木康人

4. 調査項目及び調査結果

【調査目的】

1. 議会のめざす姿
2. 本会議の活性化
3. 議員の処遇改善

【調査結果】

北海道町村議会議長会勢旗了三事務局長から「鹿追町議会が平成 24 年度全国町村議会議長会特別表彰を受賞されたことは大変喜ばしいことである。表彰対象の議会として審査で高く評価された点は、1. 常に議会改革精神を基本としていること。2. まちなか会議などで、「住民参加型の開かれた、親しまれる議会」に取り組んでいる事であり、今までの活動が表彰に繋がった」と今までの活動の評価をいただいた。

さらに「これからは全国約 900 の町村の中から特別表彰を受けた議会として注目される。全国からの視察も多くなると思うが、一生懸命にきちんと対応すること。これからの議会改革は未知の領域であり、範を示す議会活動に注目している」と鹿追町議会の対応等にアドバイスをいただいた。

○政務活動費

報酬を補助する政務活動費とならないよう、クリーンで透明性が確保されることが大切。

○倫理規程

住民目線を感じた議会であること。

倫理審査会をつくるなら、議員だけでなく第三者も入った多様な人材の声を取り入れること。

○議員の処遇改善

現在の議員報酬の実態を情報として住民に知らせる事も必要。議員のなり手がいなくなる事は、議会が自滅してしまうことになる。

議会の中で審議会をつくり、報酬審議会に諮問するという方法もある。

処遇改善などの課題解決には住民と話し合う事。

○情報公開

情報公開には、裏づけとなる資料をもって報告すること。常に住民の目線を感じる事。

【考察】

昨年1年間に26の議会関係者の視察を受け入れたが、全国町村議会議長会の特別表彰を受賞したことで、さらに増えると予想される。

全国からの研修視察者の対応には誠意をもって対応することが望まれる。そのためには①研修目的に沿った適切な資料の準備を行う。②説明能力や対応の向上に努める必要がある。

さらに、議会活動が注目されることは、発信力をどのように高めていくかが課題である。

また、議員間の討議を踏まえ、タイムリーな調査研究活動、住民も巻き込む企画力、現場感覚のある行動力が大切である。

さらなる議会の改革にあっては、町民の望む議会のあり方、議員（議会）が目指す議会の姿がミスマッチにならぬようにまちなか会議等を通じ、住民の声を集約するとともに第三者審議会との意見交換をするなど、今後の議会づくりに議員一同が最大限の努力を注ぐ決意が必要であると考察する。

■□■ 瓜幕バイオガスプラント調査等特別委員会 委員長 上 嶋 和 志

1. 調査期間： 平成23年6月22日～平成25年6月21日
2. 調査事項： 瓜幕バイオガスプラントの調査について

3. 委員名

委員長	上嶋和志	副委員長	安藤幹夫
委員	川染洋	委員	吉田稔
委員	加納茂	委員	狩野正雄
委員	飯沼新吾	委員	台蔵征一
委員	山岸宏	委員	武藤敦則

4. 調査（会議）経過について

平成23年 6月22日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会設置
平成23年 7月 7日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成23年10月18日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成23年12月 7日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成24年 4月20日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成24年 6月20日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成24年 7月 4日～ 5日

瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会視察研修

・調査地・調査項目

1) (有) デリバリーフィードセンター名寄（バイオガスプラント）について

2) 稚内市バイオエネルギーセンターについて

平成24年12月12日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成25年 4月22日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会
平成25年 5月21日 瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会

5. 特別委員会が望む瓜幕バイオガスプラントのあり方について

1) 再生可能エネルギーの製造施設として

瓜幕地区の家畜排せつ物の有効利用を図り、地域循環をめざす施設として、メタン発酵によりメタンガスを回収し発電を行い、余剰電力を売電することを目的として設置し、より効率の良い発電を第一の目的とすべきである。

2) 消化液の有効利用について

メタン発酵により、メタンガスとともに発生する消化液の有効利用については、鹿追町環境保全センターの実績により確立されているが、今後は、化学肥料を多投しない等、環境に負荷をかけない持続可能な農業を行っている町として鹿追町を広くアピールするとともに、消化液の散布された圃場から生産される農畜産物の差別化、ブランド化についても検討すべきである。

3) 運営方法の確立を

瓜幕バイオガスプラントは、町内二つ目のバイオガスプラントであり今後、町内の他の地域からのプラント建設の要望についても考慮に入れ、事業として成り立つ運営方法の確立を望む。

4) 排熱利用について

発電に伴い発生する排熱については、CO₂の発生を抑制する熱エネルギーとして有効利用し、新たな事業を起こして雇用の場を確保できるような形態が望ましい。また、各種の団体からの提案についても充分検討すべきである。

5) 観光、体験施設として

瓜幕バイオガスプラントは、然別湖に向かう観光道路の道路沿いに設置が予定されていることから、多くの人々が立ち寄ることを考慮に入れ、悪臭の発生を防ぎ、施設内には安全に見ることができる見学ルートを確保すべきである。

■□■ 総務文教常任委員会 委員長 安藤 幹夫

1. 調査期間 平成25年7月16日(火)~18日(木)

2. 調査地・調査項目

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 音威子府村 | おといねっふ美術工芸高等学校 |
| (2) 三笠市 | 三笠高等学校 |
| (3) 千歳市 | 千歳高等学校 |
| (4) 札幌市 | NPO法人ねおす |

3. 参加者

委員長	安藤 幹夫
副委員長	加納 茂
委員	川染 洋
委員	狩野 正雄
委員	山岸 宏
議会事務局長	黒井 敦志
教育委員会学校教育課長補佐	渡辺 恒義

4. 調査の目的及び調査結果

1) おといねっふ美術工芸高等学校(村立)

【調査目的】

北海道内で高等学校存続の危機を経験した自治体における特殊学科への転換によ

り、高等学校の維持を続けている実態調査として、**村立美術工芸高校**に至った経過や村への経済波及効果と村との関わりを調査した。さらに高校の特色と現状と課題を研究するなど、**鹿追高校**の今後の展開を目指すための具体的な方策を調査した。

【調査結果】

人口**850**人前後の村の高校であり、その取り組みは全道的にも評価されており、今後の高校の在り方として一つの指標となるものである。

かつて、定時制高校として出発したが、生徒数の激減から存続の危機に直面し、住民を巻き込んだ議論の末、全日制工芸高校として再出発に成功。現在では生徒数**118**名、受験倍率**1.7**から**2.0**倍で推移する注目される高校へと変貌を遂げている。

高倍率、さらに目標を持った生徒の資質も高く、大学との連携もあり、公募展、美術展などで毎年多くの生徒が入選するなど、将来を嘱望される多くの人材を輩出しており、その卒業記念の作品には目を奪われるほどであった。

また、学校を取り巻く事情として、自村出身の生徒が少ない（現在は**3**人）にもかかわらず村が校舎、寮などに約**8**億円を上回る投資をしており、まさに村の存亡をかけた取り組みと、その教育理念の高さにあらためて評価をするものである。

【考察】

人口**850**人野村が議論を重ね、高校を存続させたエネルギーには敬服するとともに、普通の生徒が内包しているセンス、可能性を引き出している教育に感動を覚えるものである。

特殊性として、一つに目標を持った生徒が各地から入学し、村内で生活して地域の中に溶け込んでいること、自治体の財政をもって運営していることなど、高校を中心とした村づくりを進めている。

あえて求めるならば、村として、あるいは高校として生徒たちをどのように育てたいのか、育ててほしいのか明確なビジョンが必要と考える。

2) 三笠高等学校（市立）

【調査目的】

北海道内で高等学校存続の危機を経験した自治体における特殊学科への転換により高等学校の維持を続けている実態調査として、**三笠高等学校**が普通高校から職業科食物調理科を導入する経過、市の経済波及効果、さらに高校の特色と現状と課題を調査するなど、**鹿追高校**の今後の展開を目指すための具体的な方策を調査した。

【調査結果】

三笠市はかつて産炭地であり、閉山後住民の高齢化と人口減から道立高校普通科が募集停止になり、議論の末、市経済への影響、雇用の創出、人口の維持などの見地か

ら市立高校として存続させることになった。

普通科の市立高校としては道の認可が難しいのと学区の規制がないことから、職業科食物調理科として再スタートを果たした。

平成 24 年 4 月開校。定員は 40 名で、調理師免許が取得できる調理師コース 20 名、製菓衛生士の受験資格が得られる製菓コースが 20 名の内容である。

現在、2 年生までの在籍数は定員を満たしており人気ぶりがうかがえるが、まだ卒業生がいないことから、今後のこの高校の活動に注視していきたい。

【考察】

人口の減少などから、閉校の憂き目に遭い、市立として再開した意気込みは音威子府に劣らないものである。

しかし、高校の存在は地域にとっては経済、あるいは住民の教育環境形成の上からも大きいものであり、地域で負担してでも存続させようとする意識はどの町にも共通するものである。

この高校はまだ 2 年目と言うこともあって進路等の情報は得られないが、定員を満たしており、設立の目標は一応達成されている。

この学科は道内の高校では初であり、調理師を目指す場合、専門学校の過程を省くことができ最短のコースとなることから、今後の展開次第では有望な高校となる可能性を秘めていると思われる。

3) 千歳高等学校（道立）

【調査目的】

全道一の道立高等学校でありながらも、社会の即戦力となる人材育成のため学科の転換を実践している実態、国際教養の取り組みと国際交流、さらに高校の特色と現状と課題を調査するなど、鹿追高校の今後の展開を目指すための具体的な方策を調査した。

【調査結果】

千歳高等学校は昭和 23 年創立の道立高校で、現在 9 間口 1,000 人を超える道内最大の高校である。

学校の特色として、元々あった商業科 3 間口を、国際教養科、国際流通科に学科転換し、国際的な人材の育成の観点から、韓国、アメリカ、カナダ、台湾、オーストラリア、中国など 6 ヶ国以上に上る高校との交流教育活動を行っている。

鹿追高校と同じように、語学力、国際理解力をつけて送り出す学校運営は、国際化する現代において最も大切な要素であり、これからの生徒たちにとっては大変重要な判断であったと感じる。

【考察】

道内トップのマンモス校であり、鹿追高校との比較は意味のないものとも映るが、職業科転換で取り組んでいる状況は鹿追高校の国際教養コースと酷似しており、即戦力となる語学力の向上に資源を注いでいる状況がみられた。

外国語の履修は英語、中国語、韓国語など多岐にわたっており、視察中にも韓国の生徒が訪れており、韓国の高校と提携していることから、特に韓国語に力を入れていると思われる。

進学校だが、国公立大学の進学率は鹿追高校がはるかに上であったことも付け加えておきたい。

4) NPO法人ねおす

【調査目的】

鹿追町における「都市間交流と青少年の育成について」の実質的な運営の方法の研究と「鹿追スタイル構築」のため、受け入れ実績がある組織を調査した。

【調査結果】

NPO法人ねおすの前身は、北海道自然体験学校として平成4年に活動を開始した。当初は子どもの自然体験キャンプ、大人向けの自然講座と山岳登山をメインとし、徐々に自然体験型環境教育へと移行していった。

その手法として「交流と学び=エコツーリズム」を実践している。その後平成11年に法人化し、地域づくりにも係り、自然公園や農産漁村地域と都市との交流事業の創出、人材の育成や移住促進など、さまざまな事業を受託している。

【考察】

NPO法人ねおすは、以前より然別ネイチャーセンターとも深い係りを持ち、特に自然体験については然別湖での経験が今も大いに役立っていると語っている。

本町でツーリズム協会が主催した「北海道ツーリズム大学」にも参加し、そこで都市と農村の交流「グリーンツーリズム」の草分けである鹿追町での取り組みを参考に現在も役立てている。

現在は多くの事業を受託し運営しているが、「農村漁村子どもプロジェクト」には、早くから町村での受け入れに積極的に取り組んでいる。

本町での都市と農村の交流事業にも協力していただいている。その受け入れの様子をみても、親と子どもに対する説明やプログラムも素晴らしい指導力を発揮していると感じる。行政だけでは出来ないサービスと内容は今後も必要な役割を果たしていくものと考えられる。

【全体考察】

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、本町においても、小学校児童数では、平成 11 年 463 名が平成 24 年では 349 名に、中学校生徒数は、平成 11 年 271 名が平成 24 年には 160 名と少子化が顕著に表れている。

急激に進化する高度情報化時代、世界経済による情報などの相互交流による国際交流が着々と進む中、あらゆる国際グローバル化や、社会情勢の変化に対応でき、未来に生きる子どもたちの「生きる力」の育成が必要である。

わが町では、小中高一貫教育や、鹿追高等学校生カナダ短期留学派遣事業、環境防災学など本町ならではの教育推進と、家庭、学校、地域の教育向上推進を図り、国際化する社会に対応した教育を実践していることは言うまでもない。

しかし、年少人口の減少と、高齢化時代にあって高等学校の学級数の減少や、募集停止を余儀なくされ間口減や、廃校が現実化し、地方自治体において地域高等学校の運営を維持し地域の最高学府である高等学校が消滅することなく継続することは、地域生活環境形成の上から重大な課題であると考えるとともに、地方自治体が財政負担をしてでも高等学校の存続は地域にとって甚大なものであることほどこも同じである。

将来の世界を背負っていく「知恵ある人」として基礎を作る場であり、いわゆる地域の重大な責任であると考えらる。

本町も鹿追高等学校の存続は子どもたちの教育の格差を生じさせないことは言うまでもなく、普通科は勿論のこと、社会の現実を見据え即戦力となる人材を育てることと、大学との連携により更なる学殖豊かな人材を育てることは地域の大きな責任であると考察する。

■□■ 産業厚生常任委員会 委員長 上 嶋 和 志

1. 調査期間 平成25年10月2日（水）～4日（金）

2. 調査地・調査項目

- (1) 洞爺湖町 洞爺湖有珠山ジオパーク
- (2) 札幌市 社会福祉法人 札幌この実会 この実センター
- (3) 札幌市 北海道庁 農政部
- (4) 南富良野町 南富フーズ株式会社

3. 参加者

委員長	上 嶋 和 志
副委員長	飯 沼 新 吾
委 員	吉 田 稔
委 員	台 蔵 征 一
委 員	武 藤 敦 則

農業振興課長	喜 井 知 己
議会事務局長補佐	坂 井 克 巳
福祉課福祉相談係長	裊 岩 由美子

4. 調査の目的及び調査結果

1) 洞爺湖町 洞爺湖有珠山ジオパーク

【調査目的】

洞爺湖有珠山ジオパークについて実態を研修し、経済効果や運営の実態を調べ鹿追町スタイルのあり方を研修する。

【調査結果】

洞爺湖有珠山ジオパークは、2009年8月『世界ジオパーク』に認定され、2013年9月9日、4年に1回の審査により再認定を受けた。

認定の範囲は伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、真狩村の一部を含む1市3町1村にまたがり、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町の4市町からなる協議会が作られている。

有珠山は今まで1663年以来9回の噴火があり、20世紀で4回の噴火が発生しており、日本で最も活動的な火山である。地域に多くの住民が住み、火山との共生が不可欠であり、噴火の予知、ハザードマップ、防災教育、4市町の連携が必要な地域である。

2009年の噴火後、地域全体を博物館とする洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想を策定後、北海道洞爺湖サミットを契機としてジオパーク申請に向けての活動が始まり、2008年に「日本ジオパーク委員会」へ申請した。

このジオパークの特徴として、2000年の有珠山噴火後、山麓の火口や被災した建物を体験型観光に活用している。洞爺カルデラや有珠山などの地質遺産、自然遺産、縄文遺跡などの歴史遺産などの見どころや、ビジターセンター、フットパス(散策路)、解説看板や体験学習を通じて、「変動する大地と人間との共生の歴史」を学ぶと同時に、温泉などの観光もある。

「火山マイスター」なる防災教育と観光ガイドを合わせもったガイドを頂点とし、火山だけで50人以上の住民ガイドがいる。

【考察】

科学的に貴重な地形・地質の保全を通して観光客を増やし、それによって地域が潤い、住民に誇りが生まれ、保全活動が一層進む。このような好循環をジオパークでは狙う。

鹿追町が評価されているのは、風穴や然別火山群などの自然を「新地球学」及び「環境学」などの教育に生かしている点や、ネイチャーセンターなどのプロのガイドがい

る点である。

このことを踏まえ、さらに「とち鹿追ジオパーク」が広がっていくためには、自然や産業、歴史など広くジオパークの物語をいかに作るかが重要と考える。

その上で住民が郷土の良さを再認識し、活性化するという循環を生み出す。

自然、産業、芸術、文化など、ガイドの養成を通し、ジオパークの考えが住民に広がっていく効果も期待できる。

また「風穴」だけでなく、数々の山岳も周辺の自治体と連携することで対象と成り得ると考える。

2) 札幌市 社会福祉法人 札幌この実会 この実センター

【調査目的】

障害者グループホームの運営について実態を研修し、鹿追町で計画されている施設の今後の展開を研修する。

【調査結果】

「この実会」の出発は、保護者が障がいのあるわが子に「親なき後も幸せに暮らせるように」と願い「手稲この実寮」を手稲の山村に建設し、10 畳 4 人部屋の集団生活から始まった。家庭的な雰囲気の中での暮らしを実現した。

しかし、これは親（健常者）が満足する思いであり、障がい者の本当の願いは、健常者と同じように生活や仕事、住宅環境、地域活動も行いたいとのこと。また、プライバシーが守られる事などの意見が障がい者から多く出された。

このことを受け、田舎の集団生活から、交通の便のいい場所に利用者 3 人と職員 1 人が共に暮らし、家庭的で、プライバシーが保たれる環境の「さざ波寮」が誕生した。

その後も札幌で第一号のグループホーム『グルッペ 101』と次々に障がい者の意向に沿った施設をオープンさせ、現在では、関連施設も合わせて約 30 施設となり、障がい者が、普通の市民として生活ができるようになってきている。

街で一市民として家庭的な暮らしをするには、住宅の確保、生活費の確保、就労先の確保、さらには地域の理解が必要であり、地域との交流は地域行事への参加、行政区への加入、ボランティア活動、野菜等生産物の販売など隣近所の交流を大切にしている。

障がい者の就労は、症状の重い方はシイタケの原木栽培の仕事、軽い方はこの実会の作業所で軽作業をしており、昼間は一生懸命に仕事をし、夜はぐっすり休んでいる。

新規にグループホームを開設するには、相談支援事業所による個別のサービス利用計画の作成やサービス管理責任者である有資格者の確保、施設の間取り、バリアフリー化、消防法に適した施設などが必要である。

なお、札幌この実会の願いとして次の目標を掲げている。

- ① 誰もが地域社会の中で自立した人間として暮らすこと。
- ② 一人一人が大切にされ、その長い生涯が支えられること。

【考察】

法律や条例を順守することと基本的人権やプライバシーの保護等を保障されているものであり、本町のグループホームについても障がい者の皆様が満足いく人生を送れるよう保護者等の意向を十分に掌握し設置しなければならない。

そのために町としてこの施設の趣旨や運営方法、地域の協力のあり方等を啓発することが必要である。

障がい者が地域で生活できるよう、就労の施設の設置等授産事業として仕事の確保が大事である。

3) 札幌市 北海道庁 農政部

【調査目的】

北海道の農業の現状を研修する。TPPの現状、農業の当面の課題、バイオ等。

【調査結果】

道庁では道議会の開催中で大変忙しい時間帯ではあったが、研修項目に従い丁寧な説明をいただいた。

研修半ばには、多忙な竹林農政部長も同席いただき、鹿追町はわが国の農業の最先端に行くモデルである。自信をもって取り組みをしていただきたいと激励された。

①TPPをめぐる情勢について

TPPは2013年4月20日にTPP閣僚会議で日本の参加が承認され、7月23日の18回TPP交渉会議（マレーシア）から日本も参加をしている。8月22日からの19回TPP交渉会議（ブルネイ）における、閣僚会議には甘利大臣が出席し、2013年度中の交渉妥結を目指すこととなっている。

道としても状況把握、情報収集のため職員2名を派遣し3回の説明会があり、情報を収集しているが、具体的な交渉内容は機密事項であることから、詳細は明らかになっていない。

今後の閣僚会議や首脳会議で10月中には大筋合意がなされるのではないかと。日本としては農業を守るという観点で交渉にあたることになっている。

しかし、農水産物で関税撤廃したことの無い品目（タリフライン数）が834品目あり、これは全品目の9,018品目に対して9.2%となる。守るといっている農産物重要5項目では586品目があり、全品目の6.5%になり厳しい状況にある。

②北海道バイオマス活用推進計画の概要について

2009年施行の「バイオマス活用推進基本法」に基づき、道でも家畜排せつ物など多様なバイオマスが豊富に賦存し、その活用の推進は極めて重要なことから「北海道

バイオマス推進計画」の策定を予定している。

作成にあたっては、鹿追町の現在の取り組みを参考にしていきたいとの意向であった。

③北海道農業・農村の現状と課題

安倍内閣における農林水産業政策では、国は、成長戦略の柱として、10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標を掲げ「攻めの農林水産業」の展開を打ち出している。

攻めの農林水産業として、世界に冠たる高品質な農林水産物、食品を生み出す豊かな農山漁村社会実現をするために、次の事項を掲げている。

ア．担い手へ農地の面的集積・集約

イ．輸出・海外展開戦略等

ウ．次産業化、異業種連携

6次化等の推進については、原料生産から製造輸送販売まで、地域所得と雇用の創出に関わる大切なことであり、道が直営の相談窓口を設置し、アドバイスしていく。

農林水産・地域の活力創造本部の設置については、道も国の政策に沿い、農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、北海道の政策をまとめ予算要求をしていくこととなる。

【考察】

鹿追町は、TPPに断固反対をしているが、日本はすでにTPP交渉に参加している。

交渉内容が機密事項で公表されていない現状においては、行動が取りにくい状況にあるが、基幹産業はもとより、地域の存亡に係わるものであり、内容によっては素早い阻止行動をとるとともに、さらに締結された場合には、この対策の検討が必要である。

安倍内閣は、10年で農業所得を倍増すると言っている。その実現に向けていろいろな国策が出てくるものと思われるが、本町農業では、将来的な農業をどうしていくか計画を立て、国や道に対して提案型の補助事業等を働きかけが必要である。

道のバイオマス活用推進計画の策定については、本町の事業を参考にしていくとのことであるが、本町としては、さらに一步先にバイオガス・消化液等の活用での農業発展を積極的に模索していかなければならない。

4) 南富良野町 南富フーズ株式会社

【調査目的】

南富良野町の鹿肉処理について実態を研修し、わが町の鹿対策の今後の展開を研修する

【調査結果】

農作物（特に人参）のエゾシカによる被害が多額になったので、地元の商工青年部が「鹿肉でまちおこし」をと考えたのがきっかけとなる。南富良野町では年間約1,000頭のエゾシカを捕獲している。

処理工場は、補助を受けずに自己資金（約700万円）で建設、洗い場のシンクは廃校のものを利用、保冷庫はトラックのコンテナを使うなど、安価にしている。

衛生管理はハサップ（HACCP）の認証を受け、菌の検査も実施、安心安全の製品となっている。北海道のマニュアルに添い、一次処理解体、二次処理3日～5日間低温（2℃）で熟成、良い肉質になり旨み成分を引き出す方法をとっている。受け入れる鹿は首・頭撃ちのもので、いたみの少ないものを1頭10,000円で買い取る。肉は学校給食にも利用。今は「南富良野エゾカツカレー」として推進しており、かなり売れている。都市部のレストランでの引き合いも多く、肉は不足している状況である。

加工は札幌に工場があり、缶詰、ソーセージ、ジャーキーをつくっている。残渣と骨等はペットフードに加工販売され、皮は専門業者に無償で出している。

スタートして2年間は売れなくて大変だった。今は年間（冬場中心）に約400頭処理している。

処理料1頭10,000円、町3,000円、JA3,000円と、今年から3年間国から報償費8,000円が入る。

猟友会員は南富良野町で24名とワナ猟者6名の合計30名である。

【考察】

鹿追町は現在、狩勝産業に1kgあたり157円を支払い、最終処理をしており、猟友会の人たちの捕獲した鹿の処理に対する負担は軽減されている。

平成25年から3年間は、国の「鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業」で報償費として1頭8,000円が支給される。

「南富フーズ株式会社」では、2時間以内にきちんと処理のできた鹿肉については、肉が不足している状況なので、いくらでも引き受けをすると話をしてきた。今後検討を要する。

また、エゾシカを捕獲する時の餌は、新鮮な青草が一番であるが、人参、パルプも良く食べるとアドバイスをもらった。

「南富フーズ株式会社」は、自分の会社で加工・販売し、他の地域との協力でネットワークづくりをして販路を広げてきている。会社の営業種目は、エゾシカ肉の加工・販売・人材派遣業・各種業務請負から農業法人の関連会社もあり、人参・大

根を 100ha 栽培し、50 名以上の職員がいる大きな企業である。野菜は、はね品をカットし、手間をかけてコンビニに卸している。

企業人としての努力と無駄の無い考え方は、学ぶ事が多い。

5) 研修全体の考察

今回の所管事務調査では、鹿追町や産業厚生常任委員会が現在懸案になっている事案について研修した。

北海道農政部では、現在交渉が行われている T P P 交渉についての最新の情報、今年着工の鹿追町 2 基目となる集中型バイガスプラントの「瓜幕バイオガスプラント」の運営にも大きくかかわる「北海道バイオマス推進計画」の策定状況、北海道農業・農村の現状と課題について直接の担当課長より説明を聞くことができた。

現在認定が保留となっているジオパークについては、世界ジオパークに認定されている洞爺湖有珠山ジオパークでその運営や住民への周知のあり方について研修した。

2014 年春、町内で開設予定の知的障がい者グループホームでは、「札幌この実会」の施設を見学し、建設に当たっての留意点や運営のあり方などを研修した。

鳥獣害対策では、「南富フーズ」で捕獲した鹿の処理に止まらず、鹿肉を加工処理し販売して、地域おこしや雇用の増進に繋げていることを確認した。

今回の所管事務調査には、農業振興課、福祉課より職員にも同行願い、現在進んでいる鹿追町の施策に最も参考となると思われる研修先を選定し、議員と共に価値観を同一としたことに大きな意義があると思われる。

今までそれほど大きく注目をされていなかった、鹿追町の自然の成り立ちや仕組みについて脚光を浴びせる「とち鹿追ジオパーク構想」。また、今までほとんどが焼却処理されていた鹿肉の処理についてなど、鹿追町で埋もれていた資産を掘り起し、町の発展につなげることができることの可能性を知らされた調査でもあった。

政務活動費

地方分権の進展に対応した地方議会の活性化を図るため、鹿追町議会では平成 23 年度から政務活動費の制度を導入しました。議員の調査研究に資するための経費の一部として交付されますので、その目的にそわない場合は認められません。(平成 25 年 3 月に政務活動費は政務活動費に名称変更されています。)

鹿追町議会では、申請方式により審議され、必要と認められた事案に対して議員 1 人あたり年額 12 万円 (月額 1 万円) が支給されます。政務活動費の支出については、全ての支出に係わる領収書等を添付し、内訳を明確にするとともに、厳格な収支報告が義務づけられています。

政務活動費は、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条により、鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会に意見を求めるなど、第三者の視点で“声”をいただいているのが鹿追町の特徴です。

平成 25 年度政務活動費一覧

	① 特別表彰 記念講演 会関係 7/5～7	② 条例づく り研究グ ループ 7/27～28	③ 政策研究 会 10/15～16	④ チ ョ ウ ザ メ研究会 11/20～21	⑤ 町づくり 活性化研 究会 11/29～30	⑥ 鹿 追 町 政 策研究会 26/1/22 ～ 23	⑦ 町づくり 活性化研 究会 26/2/17 ～ 18	計
決定額	31,955	135,790	127,006	210,000	69,300	275,000	61,243	910,294
埴淵賢治	2,905		18,143	30,000		68,750		119,798
川染 洋	2,905		18,143	30,000		68,750		119,798
吉田 稔	2,905		18,143	30,000		68,750		119,798
安藤幹夫	2,905	67,895	18,143	30,000				118,943
狩野正雄	2,905		18,148	30,000				51,053
飯沼新吾	2,905				17,325		20,415	40,645
上嶋和志	2,905		18,143	30,000		68,750		119,798
加納 茂	2,905	67,895	18,143	30,000				118,943
台蔵征一	2,905				17,325		20,414	40,644
山岸 宏	2,905				17,325		20,414	40,644
武藤敦則	2,905				17,325			20,230

鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会

第三者審議会

鹿追町議会では「鹿追町議会基本条例」を制定し、鹿追町の豊かで住み良い、発展するまちづくりのために、議事機関の議会は、行政執行機関である町と二元代表制の下で地方分権の責任を持った役割を果たしながら、町民の福祉向上に視点を当てた行政推進を担う等迅速に実践しています。

特に、議会改革におきましては、町民参加及び町民との連携を図るべく「まちなか会議」によって、町民と議員が町政全般にわたり懇談や意見交換並びに議会報告会等の機会を積極的に展開しています。

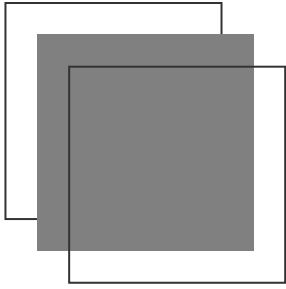
そこで鹿追町議会では、町民参画により議会活動の着実な推進を図るべく、第三者審議会を平成 22 年 12 月 22 日に設置することになりました。

そして、委員を公募し、23 年 9 月 9 日に第 1 回の会議を開催し、24 年 2 月には、住民参加を基本とする議会活動の今後のシステムのあり方等について審議会に諮問しています。

また、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条により、政務活動費について、審議会の意見を求めています。



政務活動費の使用について説明を受け意見を述べる審議会委員



議会はどうかあるべきか

特別表彰記念講演

1. 目的

「どうすれば議会が住民との合意形成を図り実効性のある議会活動ができるのか？」このような疑問に答えるべく、平成 21 年 3 月に全議員による議会改革の勉強会を開始したのが鹿追町の議会改革の始まりである。

町議会の最高規範である鹿追町議会基本条例を制定し「住民参加型の開かれた、親しまれる分かりやすい議会」を目指し活動を進めてきた。

この結果、全国町村議会議長会から特別表彰を受賞したが、私たち議会議員は常に“これからの議会のあるべき姿”を追求していかなければならないと考えており、講演会を企画した。町民と「議会はどうかあるべきか」未来の議会像を共有していきたい。

2. 内容

特別表彰記念講演

テーマ「議会の現状とこれからの議会」

(サブテーマ 町民が望む議会とは)

- ・講師 北海道町村議会議長会 勢籙事務局長
- ・日時 2013 年 7 月 5 日 午後 6 : 00 ~ 7 : 30
- ・場所 町民ホール ミュージカルホール
- ・対象者 北・西十勝議会関係者・町内各団体 外



■北海道町村議会議長会 勢籙事務局長

略歴 平成 6 年 4 月、北海道町村議会議長会入会。事務次長を経て、平成 14 年 4 月から事務局長。

公職歴 「地方議会運営の実務」検討委員会(全国町村議会議長会主宰)委員長

北海道市町村振興協会監事

北海道市町村備考資金組合監査委員

著書等 「地方議会の政務調査費」(学陽書房刊)

「標準町村議会議事規則・委員会条例詳解」(共著・学陽書房刊)

「議員定数論」(2009 年 9 月号「自治実務セミナー」誌掲載)

「議会事務局のこぼれ話」2010 年から「NAVI」誌連載中)

3. 講演

7 月 5 日に町民ホールのミュージカルホールにて北海道町村議会議長会の勢籙事務局長を招いて「議会の現状とこれからの議会」と題して講演会を開催した。

会場には、町内の方々の他に小野木十勝町議会議長会会長をはじめとして、十勝管内の町村議員もたくさん詰めかけ 136 名が聴講した。

この講演会は、鹿追町議会が今年 2 月に全国町村議会議長会より、日頃の議会活動に

ついて評価され特別表彰されたことを記念して開催したものである。

講師の勢籟了三氏は、北海道町村議長会事務局長として活躍されており、鹿追町議会が現在も進めている議会改革について常に適切な指導やアドバイスをいただいております。今回の特別表彰をいただいたことの影の立役者とも言える方である。

勢籟氏は講演の中で、議会の活動を住民に知らせ住民とコミュニケーションをとることが大事で、行政とは、住民より税を収納し、住民サービスで還元することだと言われていた。また議会とは、行政を監視し、その非をたがすのが議会の役割であり、そのためには住民の意見をよく聞くことだと言われた。鹿追町議会で行っているまちなか会議や第三者審議会などは、そのためのチャンネルを増やすということで素晴らしいことだとお褒めの言葉をいただいた。

最近では、議会改革イコール身を切る改革として、定数や報酬を減らすのが改革という傾向があるが、住民の多様な意見を聞くということでは逆行しており、議員報酬も全道平均月額 170,000 円で、短大新卒の初任給並みと現状が高いとは言えないと述べていた。

最後に、小さな町は議員全員が住民の代表として、現状に満足することなく先を見て、町当局（行政）に住民の声を届けるという全員野球の精神で協調性を持って議会活動に取り組みと結んだ。

翌 7 月 6 日には、勢籟氏と鹿追町議会との座談会を行い議員定数や報酬、また議員の倫理規程について意見交換を行うとともに指導、助言をいただいた。

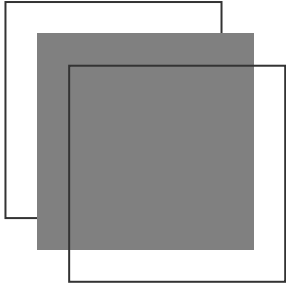
鹿追町議会は、全国議長会の特別表彰を受けたことに対して、決して奢ることなくゆるぎない議会改革を進め、全員野球の精神で住民の福祉向上に努めることをあらためて確認した。

4. まとめ

今回の講演会で改めて住民との対話の大切さを確認し、痛感したのが素直な感想である。住民が議会に対して親近感を持ち、その必要性を感じてもらうために議員は議会として、住民の懐深く浸透することが必要である。

本議会は、議会報告会・まちなか会議等で徐々に浸透しつつあるが、まだ道半ばである。この取組が功を奏するには、小さな声、声なき声を敏感に感じ取る感受性の高さが求められるものである。高齢者、社会的弱者といわれる人たちが、何を考え何を求めているのか、それを網羅する福祉政策とはなにか、これを議論する上でも欠かせないことである。

ともすれば議会からの上から目線で住民を見てしまうが、住民側から見たら議会はどう映るのか、改めて考えてみたいものである。本議会は基本条例に基づく改革に着手して 2 年が経過した段階であり、まだ道半ば、試行錯誤の段階にある。真に開かれた議会を求めるために議員各位の奮闘を求めるものであるが、議員には公式会議以外にも大きな責任が生じるものであることを付け加えておきたい。



やさしく知りたい議会

■□■ 町議会基本条例

議会は、これからの地方自治体の運営にあたり、一翼を担う組織の活動を活性化しなければなりません。議会が二元代表制の一方の機関として、この条例にそってその機能を発揮することにより「住民参加型の開かれた議会」への門扉を開くことになるとの思いで、議会の最高規範である議会基本条例を制定しました。

■□■ 町議会

町議会は、町政の在り方や進め方の基本を決定する機関です。主な仕事としては、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、金額の大きな請負契約締結の議決などがあります。

■□■ 町議会の役目としくみ

■□ 構成

町議会では、町民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。鹿追町議会の議員定数は11人、任期は4年です。

■□ 定例会と臨時会

町議会には、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

■□ 委員会

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の3つの常任委員会と議会運営委員会、また、特に必要な時に設けられる特別委員会があります。

■ 常任委員会

一定の部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行うため、条例で定めて常設する委員会をいいます。

本町は、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会および広報広聴常任委員会を置いています。

1) 総務文教常任委員会（5人）

- ・選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び監査委員に関する事項
- ・総務課、企画財政課、町民課、瓜幕支所及び会計管理者に関する事項
- ・教育委員会に関する事項
- ・他の常任委員会の所管に属しない事項

2) 産業厚生常任委員会（5人）

- ・ 農業委員会に関する事項
- ・ 農業振興課、商工観光課及び建設水道課に関する事項
- ・ 福祉課及び国民健康保険病院に関する事項

3) 広報広聴常任委員会（10人）

- ・ 議会広報紙の発行に関する事項
- ・ 町民への広聴活動に関する事項
- ・ 町民とまちなか会議等に関する事項

4) 議会運営委員会（5人）

- ・ 円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置されるものです。
- ・ 議会の運営に関する事項
- ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・ 議長の諮問に関する事項

■ 特別委員会

特別委員会は、特定案件を調査・審査するために、議会の議決により設置されます。

1) 基地対策特別委員会（4人）

基地対策に関する調査を所管します。

※上記の特別委員会のほか、予算案又は決算審査のため、必要に応じて予算審査特別委員会、決算審査特別委員会が設置されます。

■□ 請願と陳情

町政などに関することは、文書で請願（紹介議員が必要）あるいは陳情することができます。要旨をできるだけ簡潔に書いて提出して下さい。

■□ 議会の傍聴

議会は秘密会を除いて、傍聴することができます。希望する人は、議場へ気軽にお越し下さい。庁舎1階ロビーでは、本議会や委員会（予算審査特別委員会、決算審査特別委員会）のモニター放映も行っています。

一般質問

平成 25 年 3 月定例会 (3 月 14 日)

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子 (ポイント)
1	狩野正雄	<p>■植林放棄地（原野）の対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. からまつの山林を伐採した跡地に植林の指導や要請はできるのか 2. 農地に近接する原野の調査状況と対応策 3. 林業関係で働く人の雇用対策として、原野を町有林として管理していく考えは 4. 水源地井戸周辺の原野で砂利原石の採取計画があるが水質への影響は
2	台蔵征一	<p>■夢あるまちづくりの更なる活性化策は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グリーン・クリーン・エコに込められた町長の思いは 2. 鹿追ガイドの育成、道の駅の更なる活性化のための「特別プロジェクト」を 3. バイオガスプラントの熱利用による試験作物栽培の進捗状況と更なる利活用は
3	山岸 宏	<p>■町有地の有効活用は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町有地でまとまった面積の土地は有効活用が必要 2. 笹川の緑地公園の活用は
4	武藤敦則	<p>■食育推進計画の取り組みについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的取り組みは 2. 子どもへの取り組みについての町長の考え方は
5	飯沼新吾	<p>■役場庁舎に総合案内所の設置を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合案内所としての看板、机、適任者の人員配置を

平成 25 年 6 月定例会 (6 月 18 日)

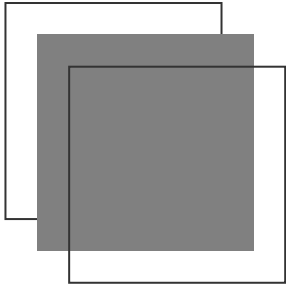
順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子 (ポイント)
1	上嶋和志	<p>■ペーパーレス会議の実現を まずは、例規集から</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新条例、改廃に速やかに対応 2. 携帯性の向上 3. ペーパーレス化のステップ
2	飯沼新吾	<p>■幼保一元化の実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国政の方針が決まっていない状況だが、小中高一貫教育の前段として幼児期の教育が重要と考えている。

平成 25 年 9 月定例会 (9 月 10 日)

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子 (ポイント)
1	狩野正雄	<p>■市民後見人の養成について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人制度のあらましと本町の利用予測は 2. 市民後見人養成講座に取り組む考えは 3. 近くに身寄りがいない人に対する生活支援や財産管理の相談窓口は
2	台蔵征一	<p>■12年後の農家戸数が100戸減ると予測される 町の対応策は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現時点の考え方は、後継者対策は 2. 新規就農受け入れ、人材育成の実習農場、教育的施設は 3. 人材減少対策、企業誘致は
3	飯沼新吾	<p>■男女共同参画によるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の町政における男女共同参画の方針は 2. 男女共同参画条例の制定は 3. 男女平等参画意識の啓発の取り組みは
4	安藤幹夫	<p>■都市間交流により地域の活性化を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市と人的交流の将来構想は 2. 本町の受け入れとなる組織化と人材の育成は

平成 25 年 12 月定例会 (12 月 12 日)

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子 (ポイント)
1	狩野正雄	<p>■地域環境保全と雑木等に資源化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路のり面や小河川の雑木除去の必要性 2. 馬の道などの施設の維持管理はどこが行っているか 3. 自走式樹木破砕機械の活用計画 4. (仮称) 地域環境保全班を設置する考えは
2	飯沼新吾	<p>■鹿追故郷検定の早期実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿追の魅力を検定取得者が発信していくことが町の活性化につながる 2. 検定の具体的構想と実施時期、検定合格の活躍機会は
3	武藤敦則	<p>■鹿追町の安心安全の環境づくりを</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心、安全な地域社会を構築するためには過去の経験値以上の備えと心構えが必要北電の送電を2系統に
4	加納 茂	<p>■人口減少社会と福祉政策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口は町の規模、財政の基本であり、町の活力である。減少対策の本町の考え方は 2. 安定した人口の推移には、子育てで安心できる環境が必要で母親の相互に交流する場を



視察受け入れ

平成 25 年

	年月日	鹿追町への視察研修	人数	視察目的
1	06月20日 (木)	岐阜県揖斐川町議会	19	議会改革について
2	07月01日 (月)	釧路町議会広報編集 特別委員会	7	議会だより編集に関わる作業内容について
3	07月02日 (火)	佐呂間町議会	14	環境保全と新エネルギーについて 議会運営について
4	07月09日 (火)	八雲町農漁業振興議 員連盟	13	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）・再生可能エネルギーの活用につい て
5	07月11日 (木)	富山県魚津市議会	7	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）・肥料製造について
6	07月13日 (土)	美深町議会運営委員 会	7	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）について
7	07月23日 (火)	福井県若狭地方町村 議会議長会	8	議会改革について
8	07月24日 (水)	徳島県北島町議会	16	議会改革について
9	07月30日 (火)	福島県新地町議会総 務文教常任委員会	8	小中高一貫教育について

10	07月30日 (火)	清水町議会産業厚生 常任委員会	9	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）の運営について
11	08月06日 (火)	別海町議会産業建設 常任委員会	10	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）の運営について
12	08月19日 (月)	岐阜県西南濃町村議 会議長会	7	議会改革の取り組み状況について
13	08月21日 (水)	青森県田子町議会	15	議会改革について
14	08月27日 (火)	滝上町議会	11	環境保全センターの取組み内容及び今後 の事業展開について
15	08月28日 (水)	津別町議会産業福祉 常任委員会	8	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）について
16	10月02日 (水)	宮城県亙理地方町議 会議長会	6	議会運営・議会改革の取り組みについて
17	10月09日 (水)	共和町議会総務厚生 常任委員会	9	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）設置運営事業について
18	10月29日 (火)	上士幌町議会	13	議会報告会について
19	11月08日 (金)	兵庫県議会農政環 境常任委員会	15	鹿追町環境保全センター（バイオガスプラ ント）について
20	11月25日 (月)	芽室町議会運営委 員会	11	「まちなか会議」等の取り組みについて 「政務活動費」の実績・成果及び課題等 について
21	11月26日 (火)	中札内村議会	10	議会中継、議会基本条例について



資料

◎議員報酬月額

	報 酬	6 月手当	12 月手当
議 長	290,000	525,262	892,112
副議長	227,000	411,153	698,308
委員長	204,000	369,495	627,555
議 員	183,000	331,458	562,953

◎議選監査委員

月額	費用弁償 1 回	25 年度監査・研修回数
63,500	1,200	34

◎議長交際費

	予 算	支 出	前年比
平成 25 年度	420,000	259,380	+43,660

◎議長・議員旅費・食料費

	予 算	支 出
平成 25 年度	2,753,000	2,572,815

◎政務活動費

	一人当たり	総 額
年間交付限度額	120,000	1,320,000
平成 25 年度支出済額	83,794	921,734

◎議会開催状況（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

区分	回数	本会議日数
定例会	4	12
臨時会	3	3
計	7	15

<議会傍聴> 91人

◎付議事件等（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

区分	条例	予算	その他の事件	先決処分 (法179)	計
町長提出	12	40	22	2	79
区分	条例	意見書	決議	規則ほか	計
議員提出	4	4	1	0	9

◎一般質問（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

区分	延人数	実人数
定例会	15	8

◎請願・陳情（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

区分	受理件数	審議件数	採択	趣旨採択	不採択	継続審査
請願	2	2	2	0	0	0
陳情	11	0	0	0	0	11

(資料配布)

◎委員会・全員協議会の開催日数（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

区分	常任委員会	特別委員会	議会運営委	全員協議会	計
会期中	12	3	14	6	35
閉会中	52	2	25	22	101
計	64	5	39	28	136

◎議会広報発行

区分	発行	規格	印刷部数	金額
広報誌『鹿追議会だより』	4・7・10・1月	A4版	各回2,300部	451,920円
議会だよりミニ版	5・8・11・2月	A4版、A3(1枚)両面二つ折り		

◎鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議委員会 ・委員5名 ・会議4回開催

編纂にあたり

2014議会白書は次の事をポイントに編纂しました。

1. 議会を理解していただきたい
2. 議会の目指す姿を理解していただきたい
3. 議会は何を目指しているか理解していただきたい
4. 「住民の課題は町の課題」を議会はどのように課題発掘をしているか理解していただきたい
5. 地域課題を政策に反映させる議会の取り組みを示します
6. 住民の幸福感にいかにつながっているか示します

2年目の取り組みです。昨年の反省からスクラップ&ビルドし、配布数を拡大するなど多くの方に手にとってもらえるようにしました。今後さらに進化させて行きたいと考えています。

平成26年7月1日

鹿追町議会白書編纂委員

狩	野	正	雄
安	藤	幹	夫
上	嶋	和	志
加	納		茂